

 2026年度実施

明石市職員採用試験案内 法務職（弁護士）



募集期間 2026年7月23日(木)～10月7日(水)



明石市で勤務中の弁護士職員が
市役所で働く魅力や業務内容等を説明します！



申込はこちらから ▶▶▶

締切:9月30日(水)17時まで



弁護士職員による

採用 PR 動画掲載中 ▶▶▶



【問合せ先】

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所総務局職員室(本庁4階)

TEL:078-918-5006

Mail:jinji@city.akashi.lg.jp

1 募集内容

職 種	採用予定人数	身分	受 験 資 格
法務職 (弁護士)	若干名	任期付職員 (任期:5年以内)	次の㊦、㊧のいずれにも該当する人 ㊦ 弁護士資格を有し、2026年4月1日時点で、弁護士として実務経験を満2年以上有する人 ㊧ 1986年(昭和61年)4月2日以降に生まれた人 (2027年4月1日時点で、40歳以下)

※1 任期については、最長5年を基本としますが、合格者と相談の上、決定します。また、任期満了後(任期中を含む)、改めて採用試験に合格すれば、再度の任用が可能となります。

※2 弁護士法第7条(弁護士の欠格事由)に該当する人は受験できません。

※3 外国人の受験資格については、永住許可を受けている人に限ります。

※4 最終合格発表後、弁護士資格を喪失した場合、弁護士名簿から登録を抹消された場合及び申込書の記載事項等に不正があった場合には、合格を取り消します。

2 職務内容

各分野における経験や実績、本人の希望を踏まえ、以下の業務の中から担当する業務を決定します。

- ① 高齢者・障害者総合支援(成年後見、権利擁護、障害者差別解消など)
- ② 女性活躍推進(DV・ストーカー対策、男女共同参画など)
- ③ 消費生活対策(相談対応、被害防止、被害救済など)
- ④ こども総合支援(スクール・ロイヤー、児童虐待防止、こども養育支援など)
- ⑤ 犯罪被害者等支援(相談対応、支援策の検討など)
- ⑥ 更生支援(継続的支援のコーディネート、関係機関とのネットワーク構築など)
- ⑦ 市民法律相談(市役所等での相談、社会福祉士らと共に自宅に伺う訪問相談など)
- ⑧ 空き家対策等(空き家条例に基づく対応、庁内業務関連法律相談など)
- ⑨ 民事介入暴力対策(ハードクレームへの直接対応など)
- ⑩ 争訟等対応(訴訟等対応、債権管理・回収、コンプライアンスの推進など) など

3 採用

最終合格者は、健康診断を行い、勤務に支障がないと認めたときに、2027年4月1日までに採用となります。採用日は、合格者と相談のうえ、決定します。なお、採用後6月間は、地方公務員法第22条の規定に基づき条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行した時に、正式採用とします。

また、合格者の辞退等に備え、合格基準を満たした方を、補欠合格とする場合があります。補欠合格の有効期限は、2027年3月31日までとします。

こども性暴力防止法の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しない場合や採用後の配置について制限がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

4 試験日・場所・試験科目

(1)1次試験(結果発表11月中旬)

日 程	試験科目	内 容 等
10月31日(土) または 11月1日(日)	面 接 【100点】	個別面接を行います。【原則、対面(※5)】 場所:明石市役所

※5 1次試験は、原則「対面」で実施しますが、受験者の負担軽減等の観点からオンラインとなる場合があります。申込時にオンライン環境を確認しますが、受験者の希望を確認するものではありません。

(2)2次試験(結果発表12月中旬) <1次試験合格者に対してのみ2次試験を実施します>

日 程	試 験 科 目	内 容 等	時間
11月中旬～下旬 WEB受験(★)	適性検査	適性検査(性格検査) ※得点化はせず、面接試験の参考資料とします。	35分 程度
★WEBでの受験方法については、1次試験合格者へ別途ご案内します。			
11月28日(土) または 29日(日)	面 接 【100点】	個別面接を行います。【対面】 場所:明石市役所	

※6 1次試験の点数は、1次合格決定後リセットされ、最終合格者は、2次試験の結果に基づき決定します。

※7 試験結果については、1次試験及び、2次試験のいずれにおいても、合格者の受験番号を市ホームページに掲載するとともに、メール等で通知します。

試験日時の変更や調整を行う場合がございますので、定期的なメール確認をお願いします。
容量不足等で受信不可とならないようご注意ください。

5 処遇、勤務条件等

- 役 職 原則、弁護士としての実務経験年数、実績等に応じて、事務職の課長級または係長級に格付けします。
- 初任給 給与条例に基づき、実務経験や学歴、採用時の格付けなどに応じて決定します。

<例> ※ 給料月額及び年収は、2026年4月1日現在のものです。

課長級(実務経験3年以上)	係長級(実務経験3年未満)
給料月額 約53万円 [年収 約870万円]	給料月額 約43万円 [年収 約730万円]

※8 上記給与月額には、地域手当及び管理職手当(課長級のみ)を含み、年収には、期末・勤勉手当(賞与)を含みます。いずれも税及び社会保険料を控除する前のものです。

※9 上記年収は、賞与が満額支給された場合の金額となります。賞与は在職期間に応じて支給されるため、採用1年目の年収は上記金額よりも少なくなります。

※10 上記の金額については、給与改定等を受けて変更されることがあります。

- **手 当** 本市条例に基づき、地域手当、管理職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（賞与）及び退職手当等を支給します。なお、係長級には、管理職手当に替えて、時間外・休日勤務手当を支給します。

■ 勤務時間・休暇等

勤 務 時 間	8:55～17:40(ただし、配属先により異なる)
週 休 日 等	土・日曜日、祝日、年末年始(ただし、配属先により異なる)
休 暇	年次有給休暇20日、夏季休暇6日、育児参加休暇、産前産後休暇等
そ の 他	育児短時間勤務、育児休業、部分休業、配偶者同行休業等の制度あり

- **福祉厚生** 年金・健康保険等は、兵庫県市町村職員共済組合に加入します。
毎年健康診断を実施するとともに、人間ドック受診の助成等を行います。

- **そ の 他** 弁護士会の会費等は、自己負担となります。

6 申込手続

申 込 方 法	パソコンやスマートフォンなどで、市ホームページの「明石市職員採用試験受験申込み」から応募してください。 ★ 申込みはWebのみとなります。<u>持参、郵送での受付は行いません。</u>	申込フォーム 
受 付 期 間	2026年7月23日(木)9:00から、<u>10月7日(水)17:00まで</u> ★ いかなる理由でも、<u>受付期間を過ぎてのエントリーはできません</u>ので、ご注意ください。	

7 先輩職員の声



コンプライアンス・訴訟担当

柳澤 宏和

2017年1月入庁・66期

市のコンプライアンス推進、職員からの法律相談、審査請求・公益通報制度の運用、ハラスメント相談の対応などを担当しています。

明石市では、「**困ったことがあれば弁護士職員に相談してみよう！**」という風土が定着しており、毎日様々な内容の相談に対応しています。これまで触れたことのない法律や制度もありますが、弁護士が習得している法的思考力や文書作成能力等を活用して、行政職員と互いの知識や経験を出し合いながら、「**市民目線**」で最良の結論を導き出す過程にやりがいを感じています。また専門分野の異なる8人の弁護士職員が連携することにより、複雑な課題を多角的な視点で取り組むことのできる「**総合力**」の高さが**明石市の強み**です。行政の意思決定過程に関わることのできるダイナミックな業務に取り組んでみたい方の応募をお待ちしています！

児童相談所・相談支援担当

原 加奈絵

2017年2月入庁・65期



児童相談所の常勤弁護士として勤務しています。

具体的な仕事内容は、児童虐待事案や少年事件における法的対応や助言、児童の自立支援など、多岐にわたります。児童相談所では、児童福祉司や児童心理司、医師、保健師、弁護士など多様な専門職がチームとなって子どもを救うために奔走しています。1人ではなくチームで解決を目指せることはとても心強いですし、他の専門職からそれぞれの分野の専門知識や見解を得られることは刺激的で、弁護士としての視野が広がります。また、辛い状況にいる子どもたちに直接手を差し伸べることができ、その子どもたちが笑顔を取り戻し、成長していく姿をみられることは、何よりの醍醐味です。ぜひ、チームの仲間と一緒に子どもの今と未来を守りましょう！



生活支援室・相談支援担当

谷野 智彦

2019年4月入庁・61期

市の福祉局と社会福祉協議会を兼務して、生活保護・高齢者障害者支援・成年後見・更生支援・保健所業務等に関する相談支援(職員のバックアップ)を行っています。また、一般の弁護士・司法書士とともに市民法律相談や後見・相続の専門相談も担当しています。

福祉の分野では、毎年何かしらの制度改正がありますが、基本の考え方は不変であり、比例原則や適正手続といった行政法の視点が極めて重要になります。特に、アウトリーチや多機関協働による「攻めの支援」を実践するためには、「個人情報の問題は〇〇の規定を使ってクリアしよう。そのためには、まず◇◇を確認しよう。」といった前向きな発想が欠かせません。

市役所の仕事は、非常にクリエイティブです。貴方もぜひ！



2014年10月入庁・63期

弁護士としてのキャリアを継続しながら、家族との大切な時間も確保できるこの環境で、ぜひあなたの専門性と情熱を活かしてみませんか。



2020年4月入庁・64期

仕事のやりがいを感じながらワークライフバランスを実現できることも、自治体内弁護士の魅力の一つだと実感しています。

